平成２９年（フ）第４９２４号
東京都北区志茂２丁目11－１－106
債務者　小堺まゆみ
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９３０号
東京都北区中十条３丁目20―24―201
債務者　小田嶋大介
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９３１号
東京都板橋区赤塚２丁目22―11―105
債務者　大谷　英樹
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９３９号
東京都中野区弥生町５丁目１－13―303
債務者　井上　　実
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９４１号
東京都杉並区高円寺北３丁目５－21　ゆとりすとＫ３　202
債務者　酒井　美和
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９５８号
東京都品川区豊町４丁目１－14―201
債務者　坂部　正美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９５９号
東京都江戸川区西葛西８丁目15―５－110
債務者　廣瀬　里美
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９６３号
東京都青梅市東青梅２丁目11－１－303
債務者　加藤　勝治
1　決定年月日時　平成29年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９７３号
東京都中央区日本橋浜町３丁目８－12―913
債務者　中尾　友美
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９８０号
東京都江戸川区鹿骨２丁目28－３　モアＮｏ．１　129
債務者　井口　友樹
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９９０号
東京都北区中里２丁目20－１　久喜方101号
債務者　西川　彩香
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９９５号
東京都杉並区和田３丁目25－９－203
債務者　渡邉　　敬
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５００１号
千葉県船橋市前原西１丁目13―17―205号
債務者　武石龍二郎
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５００３号
東京都中野区弥生町２丁目14－６－302
債務者　須田大地郎
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３６４号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目15番14―210号
債務者　高橋　美恵
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部